



長野労働局発表（2 - 13）  
令和2年5月29日

担 当	長野労働局労働基準部
	健康安全課長 松下 耕治
	健康安全課長補佐 岸田 信一
	TEL 026-223-0554 FAX 026-223-0591

## 令和2年度「全国安全週間」の実施について

～ 準備期間：6月1日～30日 本週間：7月1日～7日 ～

「全国安全週間」は、昭和3年から実施されて以来、今年で93回目を迎えます。

令和元年における長野県内の休業4日以上<sup>（労働災害）</sup>の労働災害死傷者数は2,107人と、過去10年で最多となった平成30年（2,120人）と同水準であり、憂慮すべき状況であることから、長野労働局（局長 <sup>なかはら まさひろ</sup> 中原 正裕）では、令和2年度「全国安全週間」の準備期間及び本週間に、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、関係機関とも連携し、周知広報や事業場への指導援助に取り組んでまいります。

### < 事業場における取組のポイント >

- 1 準備期間及び本週間中の主な啓発活動等  
経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思統一と安全意識の高揚  
安全パトロールによる職場の総点検の実施  
安全旗の掲揚、標語の掲示、講習会の開催、安全関係資料の配布のほか、ホームページ等を通じた自社の安全活動の社会への発信  
パトロール、講習会等の実施に当たっては、密閉空間・密集場所・密接場面の3条件（3つの密）が重なることを避ける等、新型コロナウイルス感染症の感染防止を徹底
- 2 主な具体的取組事項  
資料2のガイドラインに基づく「高年齢労働者の労働災害防止対策」  
外国人労働者への母国語教材や視聴覚教材の活用による安全衛生教育の実施などの「外国人労働者の労働災害防止対策」  
資料3のチェックリストの活用等による、「熱中症予防対策」  
資料4のチェックリストの活用等による、職場における「新型コロナウイルス感染症の感染防止対策」

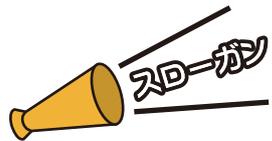
### 【添付資料】

- 資料1 第93回全国安全週間（リーフレット）
- 資料2 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（パンフレット）
- 資料3 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン（リーフレット）
- 資料4 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための職場における感染予防、健康管理について（パンフレット）
- 資料5 令和元年労働災害発生状況

# 全国安全週間

期間 ≫ 令和2年 7月1日(水)～7日(火)

準備期間 ≫ 令和2年6月1日(月)～30日(火)



エイジフレンドリー職場へ！  
みんなで改善  
リスクの低減

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で93回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和元年の労働災害については、死亡災害は前年を下回り、過去最低となる見込みです。また、休業4日以上死傷災害についても、前年を下回る見込みです。しかし、平成30年度より取組期間が始まった、第13次労働災害防止計画における死傷者数の目標達成に向けては、更なる取組が求められるところです。また、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになり、多様なニーズをもつ高齢労働者が安心して安全に働くことができるよう職場環境を改善していくことが求められていることから、厚生労働省では、エイジフレンドリーガイドラインを策定し、またエイジフレンドリー補助金の創設がなされたところです。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、「エイジフレンドリー職場へ！みんなで改善 リスクの低減」のスローガンのもと、事業場での自主的な安全衛生管理を推進し、高齢者はもとより全年代の労働者にとって働きやすい職場環境を整備し、労働災害防止に向けたより一層の取り組みをお願いします。

なお、今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、安全活動の実行にあたっては、①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件が同時に重なる場を避け、職場内外での感染防止行動を徹底しつつ、取り組んでいただくようお願い申し上げます。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

# 令和2年度全国安全週間実施要綱について(抜粋) 実施者の実施事項

## ①安全衛生活動の推進

- ア. 安全衛生管理体制の確立**  
(ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備 (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任  
(ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化 (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- イ. 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等**  
(ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施  
(イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足 (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実  
(エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ウ. 自主的な安全衛生活動の促進**  
(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底  
(イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ. リスクアセスメントの実施**  
(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善  
(イ) SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)
- オ. その他の取組**  
(ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承 (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

## ②業種の特性にに応じた労働災害防止対策

- ア. 建設業における労働災害防止対策**  
(ア) 一般的事項 a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用 b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施 c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施 d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保  
(イ) 東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策  
a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施  
b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ. 製造業における労働災害防止対策**  
(ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施 (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進  
(ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施  
(エ) 装置産業の事業場における高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施  
(オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- ウ. 林業の労働災害防止対策**  
(ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施  
(イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- エ. 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策**  
(ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施 (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施  
(ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施 (エ) トラックの逸走防止措置の実施  
(オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施
- オ. 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策**  
(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析 (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知  
(ウ) 職場点検、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化  
(エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

## ③業種横断的な労働災害防止対策

- ア. 転倒災害防止対策(STOP! 転倒災害プロジェクト)**  
(ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目の解消 (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置  
(ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施 (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視覚教材の活用
- イ. 交通労働災害防止対策**  
(ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施 (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施  
(ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発 (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ウ. 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策**  
(ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実 (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化  
(ウ) 母国語や視覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施  
(エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施 (オ) 高齢労働者に配慮した職場改善の実施
- エ. 熱中症予防対策(STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン)**  
(ア) WBGT値(暑さ指数)の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施  
(イ) 計画的な熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定 (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取  
(エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認  
(オ) 熱中症予防に関する教育の実施 (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請  
(キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらでも発信しています!

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/index.html>

中央労働災害防止協会 <https://www.jisha.or.jp/>

あんぜんプロジェクト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html>

職場のあんぜんサイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html>

職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらで検索!

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

職場のあんぜんサイト

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# エイジフレンドリーガイドライン

## (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

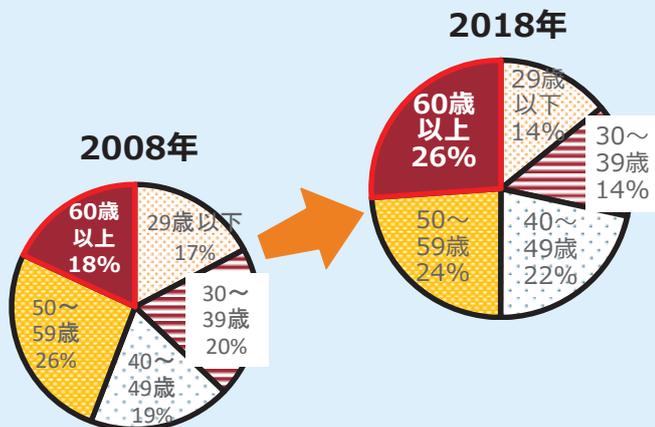
**働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。**



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

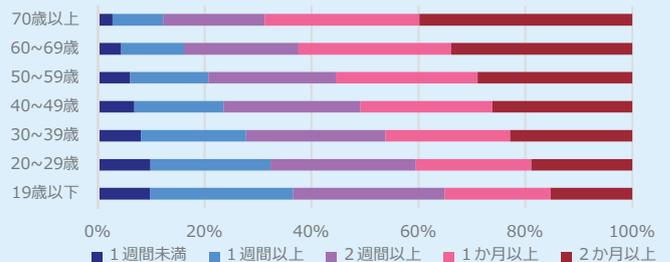
### <年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>



### <年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



### <年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

# ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

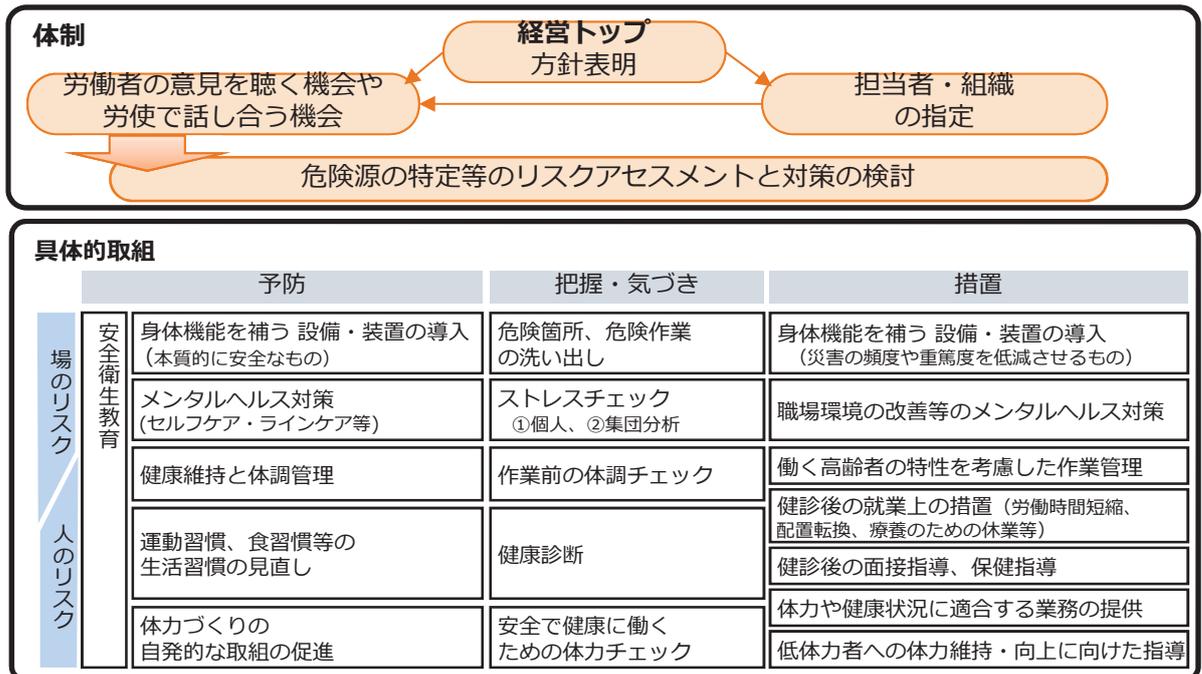
令和2年3月16日付け基安発0316第1号  
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



## 事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



## 1 安全衛生管理体制の確立

### ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



#### ※考慮事項※

- ・高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

### イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

#### ※考慮事項※

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します

※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



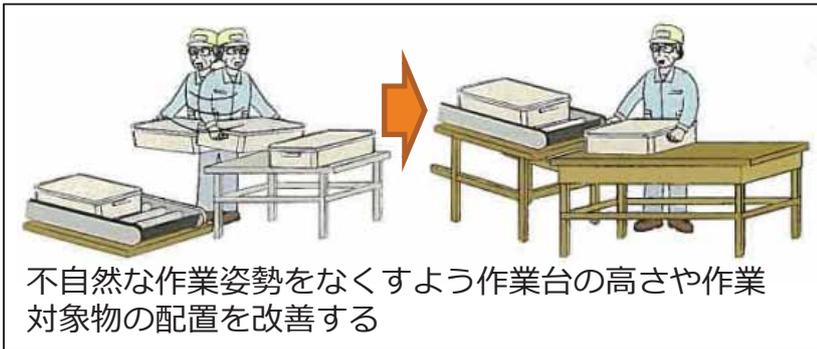
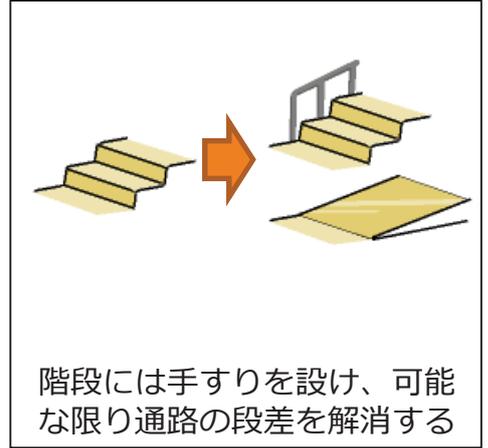
# ガイドラインの概要

## 2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

### ↓対策の例↓



### その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

## ガイドラインの概要

### (2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・ 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・ 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

#### ↓対策の例↓

##### <共通的な事項>

- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）

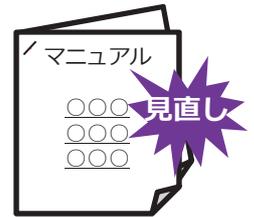
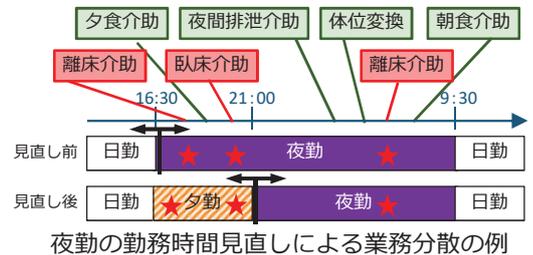
- ・ ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

##### <暑熱な環境への対応>

- ・ 一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・ 始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

##### <情報機器作業への対応>

- ・ データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします



## 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

### (1) 健康状況の把握

- ・ 労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・ その他、以下に掲げる例を参考に、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

#### ↓取組の例↓

- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



# ガイドラインの概要

## (2) 体力の状況の把握

- ・ 高齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・ 体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

### ▼対策の例▼

- ・ 加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・ 厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・ 事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

### ✿考慮事項✿

- ・ 体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

**転倒等リスク評価セルフチェック票**

**体力チェックの一例** 詳しい内容は→ 

**I 身体機能計測結果**

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）  
あなたの結果は  cm /  cm [基準] =   
下の評価票に当てはめると → **評価**

評価票	1	2	3	4	5
歩行時	1.24	1.25	1.30	1.47	1.66
筋力	~1.38	~1.46			

② 屈位ステップテスト（敏捷性）  
あなたの結果は  回 / 20秒  
下の評価票に当てはめると → **評価**

評価票	1	2	3	4	5
(回)	~24	25	30	44	48
	~28	~43	~47		

③ フังก์ショナルリーチ（動的バランス）  
あなたの結果は  cm  
下の評価票に当てはめると → **評価**

評価票	1	2	3	4	5
(cm)	~15	20	30	36	40
	~29	~35	~39		

④ 踵指立（静的バランス）  
あなたの結果は  秒  
下の評価票に当てはめると → **評価**

評価票	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1	17.1	25.1	31.1
	~17	~25	~35	~45	

⑤ 踵指立（静的バランス）  
あなたの結果は  秒  
下の評価票に当てはめると → **評価**

評価票	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1	30.1	34.1	42.1
	~35	~34	~42		

身体機能計測の評価数字を  
下のレーダーチャートに数字で記入

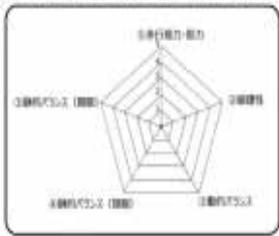
**II 観察票（身体的特性）**

観察項目	あなたの観察項目	高リスク	中リスク	低リスク	評価	評価
1. 人ごみ中、正面から歩行人にぶつかるように歩行する						歩行能力
2. 両手肘はぶつめきで歩行している						敏捷性
3. 歩行時姿勢に対する体の反応は遅い						動的バランス
4. 歩行時、小さな障害物にぶつかる						静的バランス
5. 歩行時、小さな障害物にぶつかる						静的バランス
6. 歩行時、小さな障害物にぶつかる						静的バランス
7. 歩行時、小さな障害物にぶつかる						静的バランス
8. 歩行時、小さな障害物にぶつかる						静的バランス
9. 歩行時、小さな障害物にぶつかる						静的バランス

合計点数 評価値

2~3	5
4~5	3
6~7	3
8~9	4
10	5

このレーダーチャートに  
評価結果を記入し記入してください  
（Iの身体機能計測結果を数字、IIの観察票（身体的特性）は数字で記入）



## (3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

# エイジフレンドリーガイドラインの概要

## 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置  
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



### ※考慮事項※

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の理解が得られるよう努めます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供  
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

### ※考慮事項※

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
  - ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
  - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

### ▼対策の例▼

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます  
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

## 5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育
- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
  - ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

### ※考慮事項※

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

- (2) 管理監督者等に対する教育
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

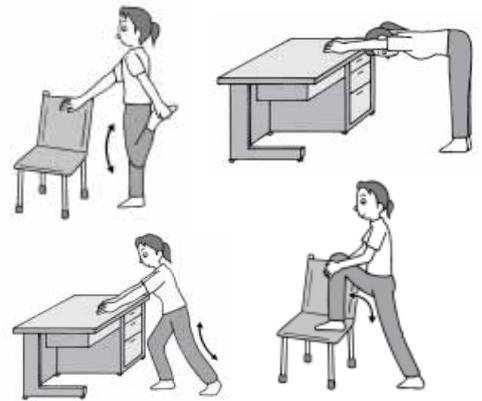
## ガイドラインの概要

### 労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し**、労使の協力の下、以下の取組を実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

### 好事例を参考にしましょう

取組事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

➤ 厚生労働省ホームページ

(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

➤ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

## 国による支援等（令和2年度）

### エイジフレンドリー補助金（新設）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します 是非ご活用ください  
※事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定（全ての申請者に交付されるものではありません）

**1 対象者 60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業等の事業者**

**2 補助額 補助率2分の1、上限100万円**

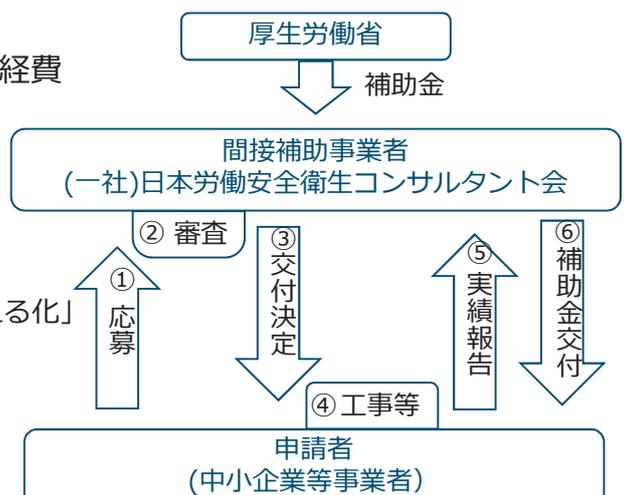
**3 対象経費**

高齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費

【措置の例】

- 高齢者に優しい施設整備や機械設備の導入等
  - ・作業場内の段差解消
  - ・床や通路の滑り防止
  - ・リフト機器等の導入による人力取扱重量の抑制
- 健康確保のための取組
  - ・高齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
  - ・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- 高齢者の特性に配慮した安全衛生教育

※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページを確認してください。



高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

## 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

### 現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は  
**無料**です！



### 結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

- 技術支援部業務調整課
- 技術管理部指導課
- 技術管理部
- 教育支援課
- 技術管理部

- 03-3452-6366 (製造業等関係)
- 03-3453-0464 (建設業関係)
- 03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)
- 03-3452-4981 (林業・木材製造業関係)
- 03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

## 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

**有料**

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

高齢者戦力化のための条件整備について  
65歳超雇用推進プランナー  
高齢者雇用アドバイザーにご相談ください！



65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーは、全国のハローワークと連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援しています！

### 65歳超雇用推進プランナー・ 高齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている外部の専門家です。

- 企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだことのある人事労務管理担当経験者
- 経営コンサルタント
- 社会保険労務士
- 中小企業診断士
- 学識経験者
- など



### 相談・助言

**無料**

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

機構HPはこちら



○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) からご覧いただけます。  
○「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高齢労働者の労働災害防止対策についての情報は  
[厚生労働省ホームページ](#)に掲載しています



(R2.3)

# STOP！熱中症

## 令和2年5月～9月

# クールワークキャンペーン

### — 熱中症予防対策の徹底を図る —

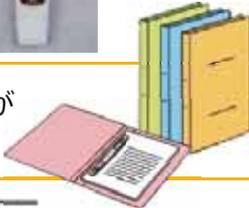
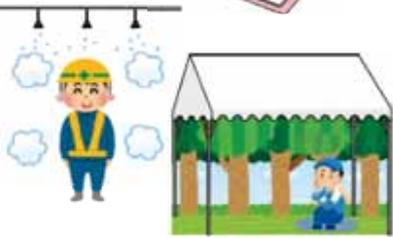
職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう！

●実施期間：令和2年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。  
**確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう！**

#### 準備期間（4月1日～4月30日）

<input type="checkbox"/>	<b>暑さ指数（WBGT値）の把握の準備</b>	JIS規格「JIS B 7922」に適合した <b>暑さ指数計</b> を準備しましょう。	
<input type="checkbox"/>	<b>作業計画の策定など</b>	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう <b>余裕を持った作業計画</b> をたてましょう。	
<input type="checkbox"/>	<b>設備対策・休憩場所の確保の検討</b>	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 <b>暑さ指数を下げる方法</b> を検討しましょう。また、作業場所の近くに <b>冷房</b> を備えた休憩場所や <b>日陰</b> などの涼しい休憩場所を確保しましょう。	
<input type="checkbox"/>	<b>服装などの検討</b>	<b>通気性のいい作業着</b> を準備しておきましょう。 <b>身体を冷却する機能をもつ服</b> の着用も検討しましょう。	
<input type="checkbox"/>	<b>教育研修の実施</b>	熱中症の防止対策について、 <b>教育</b> を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	<b>労働衛生管理体制の確立</b>	<b>衛生管理者</b> などを中心に、事業場としての <b>管理体制</b> を整え、必要なら <b>熱中症予防管理者の選任</b> も行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	<b>緊急事態の措置の確認</b>	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しまししょう。	

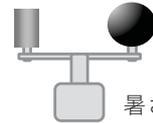
【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

# キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP  
1

## ☐ 暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP  
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数を下げるための設備の設置	<p style="text-align: center;"><b>休憩！</b></p>
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	
<input type="checkbox"/>	涼しい服装など	
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 <b>単独作業を控え</b> 、暑さ指数に応じて <b>作業の中止、こまめに休憩をとる</b> などの工夫をしましょう。
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は <b>十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし</b> ましょう。 
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても <b>定期的に水分・塩分</b> を取りましょう。
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。 
<input type="checkbox"/>	<u>日常の健康管理</u> など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。 
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。 

STEP  
3

熱中症予防管理者等は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

### ☐ 異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- ・一旦作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

## 重点取組期間（7月1日～7月31日）



- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底**しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取り**ましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼び**ましょう。



# 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための 職場における感染予防、健康管理について

資料 4

長野県においては、5月14日に緊急事態宣言が解除されたところですが、基本的な感染防止対策の徹底等を継続する必要があります。事業者及び労働者の皆様には、以下の取組事項を参照の上、労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに率先して取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、取組に当たっては、別添3の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」、別添4の「新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール(例)」もご活用ください。

併せて、長野労働局ホームページにおいても、別添1～4のデータを含め、コロナウイルス関連の情報を掲載しておりますので、併せてご活用ください。

## 1 労務管理の基本的姿勢

職場における感染防止対策のため、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等の**人との接触を低減する取組を推進**してください。また、業種ごとに策定され、各団体から公表されている感染拡大予防ガイドライン等も踏まえた、感染防止対策の取組も適切に行ってください。

その際、労働者の理解や協力を得つつ、事業者が主体となって取組を実施するに当たっては、特に以下の（1）から（4）に留意してください。

### （1）感染拡大を予防する新しい生活様式の定着

持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、新しい生活様式の趣旨や必要性について、別添1の「**人との接触機会を8割減らす、10のポイント**」や別添2の「**新しい生活様式（生活スタイル）の実践例**」等を活用して、事業者から労働者に周知を図ってください。

### （2）テレワーク支援措置の活用

①テレワークを新規で導入する中小企業等による**テレワーク用通信機器の導入等に要した経費の助成**、②テレワーク相談センターにおける**相談支援**、③労働時間管理の留意点等をまとめた**ガイドライン**など、必要な施策を活用いただきながら、取組を進めてください。

### （3）雇用調整助成金を活用した休業の実施

感染拡大を防ぐため、労働者を休業させるときは、労使がよく話し合っ労働者の不利益の回避に努めてください。なお、緊急事態宣言や要請などにより、一律に労働基準法第26条の休業手当の支払い義務が免除されるものではありません。

また、休業手当の支払いの要否にかかわらず、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、正規雇用・非正規雇用にかかわらず**労働者を休業させ、その分の休業手当を支払った場合、雇用調整助成金の支給対象となり得ることも踏まえて、労使が協力して、労働者を安心して休ませることができる体制を整えてください**。なお、**雇用調整助成金については、緊急対応期間において解雇等を行わない企業に対して助成率を引き上げ、雇用保険の被保険者でない非正規労働者も対象とする等の拡充がなされている**ので、その活用を通じて休業を検討してください（詳細は雇用調整助成金のパンフレットをご覧ください。）。

### （4）職場における感染防止の進め方

事業者、労働者それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、実態に即した対策に取り組むことが必要です。このため、事業者による方針表明と労働者一人一人の行動変容により、①**労働衛生管理体制の再確認**、②**換気の徹底等の作業環境管理**、③**職場の実態に応じた作業管理**、④**手洗いの励行等の感染予防のための労働衛生教育**、⑤**日々の体調管理等を含む健康管理**などの取組を実施してください。



## 2 職場における感染予防対策の徹底について

労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに率先して取り組む必要があるため、別添3の「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を活用し、**事業場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策**を検討してください。感染防止策を講じる際には、例えば、消毒液を確保できない場合に家庭用塩素系漂白剤等を希釈して使用することや、十分な量のフェイスガードを確保できない場合にクリアファイル等で作成したものを使用することなど、代替の対策を講じることについても検討してください。

また、感染防止対策の検討に当たっては、安全衛生委員会、衛生委員会、産業医<sup>※1</sup>、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等が設置・選任されている場合、有効活用するとともに、労働衛生の担当者に対策の検討や実施への関与を求めてください<sup>※2</sup>。併せて、産業医等の助言を得つつ、**妊娠中の女性労働者、高齢者、基礎疾患を有する方々**に対して、十分な労務管理上の配慮をお願いします。

※1 産業医等の主な役割は以下のとおりです。

- ・ 医学情報の収集と職場への情報提供
- ・ 職場における感染予防対策に関する医学的妥当性の検討と助言
- ・ 職場における感染予防対策及び管理方法に関する教育・訓練の検討と調整
- ・ 従業員の健康状態にあわせた配慮の検討と実施
- ・ 事業場に感染者（疑い例含む）が出た場合の対応
- ・ 職場における従業員のメンタルヘルスへの配慮
- ・ 職場における段階的な措置の解除に関する医学的妥当性の検討と助言
- ・ 職場における中・長期的な対策に関する医学的妥当性の検討と助言

出典：「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」

(5.11(一社)日本渡航医学会及び(公財)日本産業衛生学会公表)

※2 安全衛生委員会、衛生委員会、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等を設置・選任していない事業場については、長野産業保健総合支援センターにおいて、メールや電話による相談の受付、各種情報提供等を行っているので、活用をご検討ください。

## 3 風邪症状を呈する労働者等への対応について

新型コロナウイルスは、感染から発症までに数日から14日程度の潜伏期間があり、初期症状としては発熱や咳などの風邪症状が多く見られます。このため、**風邪症状が見られる労働者については、以下のとおり感染の可能性を考えた労務管理**を行ってください。その際、**①高齢者、②基礎疾患がある方、③免疫抑制状態にある方、④妊娠している方<sup>※1</sup>**は、重症化のおそれがあるため、特に配慮してください。

- ・ 発熱、咳等の風邪症状がみられる労働者への出勤免除とその間の外出自粛勧奨
- ・ 労働者を休業させる場合の賃金の取扱いについて、労使での十分な話し合い
- ・ 労使が協力して労働者が安心して休暇を取得できる体制整備
- ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談の目安(下記)を周知し、該当する場合、帰国者・接触者相談センターに電話相談し、同センターからの指示に従うよう促す

### ～新型コロナウイルス感染症についての相談の目安～

少なくとも以下のいずれかに該当する場合は、すぐにご相談ください。(該当しない場合の相談も可能です。)

- ① **息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状**がある場合
- ② **重症化しやすい方<sup>※2</sup>で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状**がある場合
- ③ **発熱や咳などの比較的軽い風邪症状が続く場合(4日以上は必ず相談)**

※1 母子保健法の保健指導又は健康診査に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師又は助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、この指導に基づき、作業の制限等の措置を講じる必要があります。

※2 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方。

## 4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について

### (1) 衛生上の職場の対応ルールについて

職場に新型コロナウイルス陽性者等が発生した場合に備え、以下の項目を盛り込んだルールを作成し、労働者に周知してください。またその際は、別添4の「**新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール(例)**」を適宜参考にしてください。

- ・ 陽性者等から事業者への報告に関する事(報告先の部署、担当者、情報取扱等)
- ・ 保健所との連携に関する事(担当部署、担当者、陽性者と接触した方の対応等)
- ・ 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関する事
- ・ 労働者が陽性者等になったことをもって、解雇等の不利益取扱を行わないこと
- ・ その他(休業や賃金の取扱等)

なお、陽性者への対応に当たっては、以下の点にも注意してください。

- 労働者が就業中に新型コロナウイルス感染症に感染・発症し、休業した場合には、**労働者死傷病報告の提出が必要**となります(詳細は労働者死傷病報告のパンフレットをご確認ください。)
- 勤務再開に当たっては医療保健関係者による健康状態の確認を経ているため、**病院や保健所に改めて各種証明を請求することはお控えください。**

### (2) 労災補償について

労働者が業務に起因して新型コロナウイルスに感染したものと認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

また、**患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等**が感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、**原則として労災保険給付の対象**となります。

## 5 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

厚生労働省や各自治体がホームページ等を通じて提供している最新の情報を収集し、必要に応じて感染拡大を防止するための知識・知見等を労働者に周知してください。

その際は、

- ・ 新型コロナウイルスに関することも含めて、メンタルヘルス不調、過重労働による健康相談等についての電話やメールによる相談を受け付ける「こころの耳」や精神保健福祉センター等のメンタルヘルスに関する相談窓口
- ・ (必要に応じて) DVや児童虐待に関する相談などの窓口

についても、併せて労働者に周知してください。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する個別の労働紛争があった場合は、労働局の総合労働相談コーナーにおいて相談を受け付けていることも、併せて周知してください。



厚労省 コロナ

検索

### 労働基準監督署の問合せ先一覧

署名	電話番号	署名	電話番号
長野署	026(474)9938	中野署	0269(22)2105
松本署	0263(44)1252	小諸署	0267(22)1760
岡谷署	0266(22)3454	伊那署	0265(72)6181
上田署	0268(22)0338	大町署	0261(22)2001
飯田署	0265(22)2635	長野労働局健康安全課	026(223)0554

# 人との接触を **8割減**らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。  
新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命**を守れるよう、日常生活を見直してみましよう。

1

ビデオ通話で  
**オンライン帰省**



2

スーパーは1人  
または**少人数で**  
すいている時間に



3

ジョギングは  
**少人数で**  
公園は**すいた時間、**  
**場所を選ぶ**



4

待てる買い物は  
**通販**で



5

飲み会は  
**オンライン**で



6

診療は**遠隔診療**  
定期受診は間隔を調整



7

筋トレやヨガは  
**自宅で動画を活用**



8

飲食は  
**持ち帰り、**  
**宅配も**



9

仕事は**在宅勤務**  
通勤は医療・インフラ・  
物流など社会機能維持  
のために



10

会話は  
**マスク**をつけて



**3つの密を**  
**避けましょう**

1. 換気の悪い**密閉空間**
2. 多数が集まる**密集場所**
3. 間近で会話や発声をする**密接場面**

**手洗い・**  
**咳エチケット・**  
**換気や、健康管理**  
も、同様に重要です。

## (1) 一人ひとりの基本的感染対策

### 感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

## (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）**
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



## (3) 日常生活の各場面別の生活様式

### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

## (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

# 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

別添3

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
  - 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
  - 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
- ※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
<b>1 感染防止のための基本的な対策</b>		
<b>(1) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い</b>		
	・人との距離は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋外にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
<b>(2) 三つの密の回避等の徹底</b>		
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・こまめな換気について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
<b>(3) 日常的な健康状態の確認</b>		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・出勤時等に、全員の日々の体調(風邪症状や発熱の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
<b>(4) 一般的な健康確保措置</b>		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
<b>(5) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について</b>		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
<b>(6) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集</b>		
	・国、地方自治体等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
<b>2 感染防止のための具体的な対策</b>		
<b>(1) 基本的な対策</b>		
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「三つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
<b>(2) 換気の悪い密閉空間</b>		
	・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
<b>(3) 多くの人が密集する場所の改善</b>		
	・在宅勤務・テレワーク・ローテーション勤務などを推進している。	はい・いいえ
	・時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の距離をできるだけ2m(最低1m)空け、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等について、人と人が対面する場合は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ

項 目	確認
(4) 接触感染の防止について	
・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)については、複数人での共用をできる限り回避するようにしている。	はい・いいえ
・事業所内で労働者が触れることがある物品・機器等について、こまめに消毒を実践することとしている。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制	
・職場では、人と人との間に距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
(6) トイレの清掃等について	
・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。	はい・いいえ
・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備している。	はい・いいえ
・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルを禁止している。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
※便器内は通常の清掃でよい。	
(7) 休憩スペース等の利用について	
・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにしている。	はい・いいえ
・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は定期的に消毒をしている。	はい・いいえ
・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をしている。	はい・いいえ
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。	はい・いいえ
・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
・その他の共用の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
(8) ゴミの廃棄について	
・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛ることとしている。	はい・いいえ
・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをする	はい・いいえ
こととしている。	
・その他( )	はい・いいえ
3 風邪症状が出た場合等の対応	
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ
・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」や最寄りの「帰国者・接触者相談センター」を全員に周知している。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
4 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応	
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化	
・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2) 陽性者等が出た場合の対応	
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅体育等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
(3) その他の対応	
・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」を確認してある。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
5 感染防止に向けた行動変容	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.5.14版

## 新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における 衛生上の職場の対応ルール（例）

※ この対応ルール（例）は、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合の対応に当たって参考となるよう、企業の取り組み事例を取りまとめたものです。職場の実態に応じて、ご活用ください。

※ 職場の対応ルールを定めた場合には、事業場の掲示板等に掲示するとともに、メールや社内イントラネット等の複数の媒体で労働者に周知願います。

- 1 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者（社内担当者）への報告に関すること
  - (1) PCR検査を実施することが決定した段階で、速やかに所属長に報告する。また、PCR検査の結果が判明した際には、その結果を速やかに所属長に報告する（結果が陰性であった場合も含む）。
  - (2) 報告を受けた所属長は、事業場の人事担当部門（新型コロナウイルス対策本部や対応窓口が設置されている場合には当該部門）に報告する。
  - (3) 健康情報の取扱は、必要最小限の関係者に限るものとする。
    - ※ 健康情報取扱規程を定めている場合には、その取扱に準じて健康情報の取扱いを行う関係者を定めることとする。
- 2 労働者が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に関すること  
労働者が陽性者等であると判明した場合には、濃厚接触者の自宅待機などの保健所の指示に従うとともに、保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、事業場ごとに保健所との窓口となる担当者を決めておく。また、陽性者等の勤務状況や在籍する部署の座席表、フロアの見取図を準備しておく。
- 3 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること  
職場の消毒等については、保健所等より指示がある場合にはその指示に従い、特段の指示が無い場合には、以下の方法によって実施する。
  - (1) 消毒を行う場所
    - ① 陽性者等の執務室  
パソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、陽性者等の椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など陽性者等が接触したと考えられる箇所
    - ② 食堂、ロッカールーム、トイレなどの共有スペース  
食堂の椅子やテーブル、会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座など陽性者等が接触したと考えられる箇所
  - (2) 使用する消毒液及び使用方法  
陽性者等の周囲の高頻度接触部位などは、消毒用アルコール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等を消毒する。陽性者由来の液体（痰、血液、排泄物など）が付着した箇所の消毒については、消毒用エタノールや0.05～0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭又は30分間浸漬する。
  - (3) 消毒時に使用する保護具  
清掃、消毒を行う者は、手袋、マスク、ゴーグル等の眼を保護するものなどの保護具を着用する。清拭には使い捨てのペーパータオルなどを用いる。また、手袋は滅菌したもので無くても差し支えないが、頑丈で水を通さない材質のものを用いる。
  - (4) 消毒後の手指の衛生  
消毒の実施後は、手袋を外した後に流水・石鹸による手洗い、手指消毒用アルコール等による手指の衛生を必ず行う。

## 令和元年 労働災害発生状況 (令和2年1月末現在)

長野労働局

区 分	業 種	休業4日以上之死傷災害						死亡災害			
		平成29年	平成30年	令和元年	対前年増減		令和元年 構成比(%)	平成29年	平成30年	令和元年	対前年 増減件数
					件数	増減率(%)					
製 造 業	食 料 品 製 造 業	188	198	210	12	6.1	10.0	1	0	0	0
	繊維・繊維製品製造業	2	3	3	0	0.0	0.1	0	0	0	0
	木材・木製品、家具・装備品製造業	20	25	18	7	28.0	0.9	0	0	1	1
	パルプ・紙・紙加工品製造、印刷製本業	13	12	16	4	33.3	0.8	0	0	0	0
	化 学 工 業	24	22	24	2	9.1	1.1	0	0	0	0
	窯業・土石製品製造業	27	21	16	5	23.8	0.8	1	0	0	0
	鉄鋼・非鉄金属製造業	12	15	13	2	13.3	0.6	0	0	0	0
	金属製品製造業	84	72	73	1	1.4	3.5	0	0	1	1
	一般機械器具製造業	47	57	51	6	10.5	2.4	0	1	1	0
	電気機械器具製造業	60	52	52	0	0.0	2.5	0	0	0	0
	輸送用機械器具製造業	24	31	26	5	16.1	1.2	1	1	0	1
	電気・ガス・水道業	3	4	3	1	25.0	0.1	0	0	0	0
	その他の製造業	38	36	29	7	19.4	1.4	0	2	0	2
	小 計	542	548	534	14	2.6	25.3	3	4	3	1
鉱 業	5	8	10	2	25.0	0.5	0	0	0	0	
建 設 業	土 木 工 事 業	82	79	94	15	19.0	4.5	2	2	2	0
	建 築 工 事 業	142	166	146	20	12.0	6.9	2	0	0	0
	内数(木造家屋建築工事業)	52	54	52	2	3.7	2.5	0	0	0	0
	その他の建設業	30	34	39	5	14.7	1.9	1	1	2	1
	小 計	254	279	279	0	0.0	13.2	5	3	4	1
運 輸 業	道路貨物運送業	148	182	168	14	7.7	8.0	3	1	0	1
	その他の運輸交通業	45	62	59	3	4.8	2.8	2	3	1	2
	陸上貨物取扱業	5	3	5	2	66.7	0.2	0	0	0	0
	小 計	198	247	232	15	6.1	11.0	5	4	1	3
林 業	36	40	38	2	5.0	1.8	1	1	1	0	
そ の 他 の 業 種	卸売業又は小売業	300	289	307	18	6.2	14.6	2	1	1	0
	保 健 衛 生 業	183	225	187	38	16.9	8.9	0	1	0	1
	旅館その他の宿泊所の事	66	79	81	2	2.5	3.8	0	0	0	0
	ゴルフ場の事業	20	11	10	1	9.1	0.5	0	0	0	0
	ビルメンテナンス業	39	43	40	3	7.0	1.9	1	1	0	1
	警 備 業	12	23	17	6	26.1	0.8	0	0	3	3
	そ の 他	328	328	372	44	13.4	17.7	4	4	1	3
	小 計	948	998	1,014	16	1.6	48.1	7	7	5	2
合 計	1,983	2,120	2,107	13	0.6	100.0	21	19	14	5	

# 令和元年 労働災害発生状況 (令和2年1月末現在)

長野労働局

署 業種	長野	松本	岡谷	上田	飯田	中野	小諸	伊那	大町	合計	
	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	
	令和元年	令和元年	令和元年	令和元年	令和元年	令和元年	令和元年	令和元年	令和元年	令和元年	
製 業	食料品製造業	42	31	9	11	27	30	18	17	13	198
		42	33	8	14	21	29	21	22	20	210
	繊維・繊維製品製造業	1	0	0	0	1	0	1	0	0	3
		2	0	0	0	0	1	0	0	0	3
	木材・木製品、家具・装備品製造業	0	2	3	7	4	3	4	1	1	25
		3	7 (1)	0	2	1	2	2	1	0	18 (1)
	パルプ・紙・紙加工品製造、印刷製本業	6	4	0	1	0	0	0	1	0	12
		1	5	1	4	3	0	2	0	0	16
	化学工業	2	1	1	2	2	2	8	3	1	22
		4	4	1	2	2	4	2	1	4	24
	窯業・土石製品製造業	5	3	0	2	3	1	6	0	1	21
		1	3	3	0	2	2	1	2	2	16
	鉄鋼、非鉄金属製造業	3	2	0	2	1	0	6	1	0	15
		2	3	1	3	0	1	2	1	0	13
	金属製品製造業	13	5	11	7	4	8	4	14	6	72
	15	5	8	7	3	5 (1)	5	23	2	73 (1)	
一般機械器具製造業	6	8	6	9 (1)	4	5	6	12	1	57 (1)	
	6	3	14	4	3	4	5	9 (1)	3	51 (1)	
電気機械器具製造業	5	5	11	2	7	9	2	4	7	52	
	8	3	9	6	5	9	5	3	4	52	
輸送用機械器具製造業	3 (1)	3	1	6	1	0	12	4	1	31 (1)	
	1	0	1	8	3	1	5	5	2	26	
電気・ガス・水道業	1	0	2	0	0	0	0	0	1	4	
	1	0	0	2	0	0	0	0	0	3	
その他の製造業	10 (1)	5	2 (1)	8	2	3	3	1	2	36 (2)	
	4	6	1	5	1	5	3	2	2	29	
小計	97 (2)	69	46 (1)	57 (1)	56	61	70	58	34	548 (4)	
	90	72 (1)	47	57	44	63 (1)	53	69 (1)	39	534 (3)	
鉱業	0	0	2	0	3	1	1	0	1	8	
	2	2	0	1	1	2	2	0	0	10	
建 設 業	土木工事業	10	12 (1)	7	8	11	7	14	5	5 (1)	79 (2)
		12	17	4	8 (1)	13 (1)	8	20	3	9	94 (2)
	建築工事業	36	31	18	4	16	18	26	10	7	166
		29	23	15	13	12	17	22	6	9	146
	内数(木造家屋建築工事業)	17	8	5	1	5	3	8	2	5	54
		14	5	7	3	6	3	11	0	3	52
その他の建設業	7 (1)	6	2	2	4	1	2	6	4	34 (1)	
	8	5 (1)	3	4 (1)	5	4	1	4	5	39 (2)	
小計	53 (1)	49 (1)	27	14	31	26	42	21	16 (1)	279 (3)	
	49	45 (1)	22	25 (2)	30 (1)	29	43	13	23	279 (4)	
運 輸 業	道路貨物運送業	36 (1)	50	10	21	12	21	16	13	3	182 (1)
		34	52	5	13	8	17	12	19	8	168
	その他の運輸交通業	13 (1)	10	8 (1)	4	1	7	4	1	14 (1)	62 (3)
		12	13	4	3 (1)	2	13	5	0	7	59 (1)
陸上貨物取扱業	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3	
	0	0	0	0	2	3	0	0	0	5	
小計	50 (2)	61	19 (1)	25	13	28	20	14	17 (1)	247 (4)	
	46	65	9	16 (1)	12	33	17	19	15	232 (1)	
林業	1	8	2	1	6	2	6 (1)	9	5	40 (1)	
	6	15	0	0	9 (1)	2	3	1	2	38 (1)	
そ の 他 の 業 種	卸売業又は小売業	62	58	24 (1)	40	25	18	23	18	21	289 (1)
		71	54	34	28	32 (1)	24	25	14	25	307 (1)
	保健衛生業	48 (1)	37	14	20	22	13	28	18	25	225 (1)
		43	28	17	12	15	23	21	8	20	187
	旅館その他の宿泊所の事業	12	8	6	10	8	9	16	2	8	79
		4	14	7	5	3	4	25	2	17	81
	ゴルフ場の事業	1	1	4	0	0	1	4	0	0	11
		4	2	1	0	0	0	2	1	0	10
	ビルメンテナンス業	10	10	7	4 (1)	2	1	2	6	1	43 (1)
		8	14	1	6	3	1	4	3	0	40
警備業	5	6	2	1	3	1	4	1	0	23	
	6	5 (1)	0	2 (2)	0	0	2	2	0	17 (3)	
その他	69 (1)	62 (2)	20	29	23 (1)	21	52	28	24	328 (4)	
	91	65	25	33	22	37	52 (1)	24	23	372 (1)	
小計	207 (2)	182 (2)	77 (1)	104 (1)	83 (1)	64 (0)	129 (0)	73 (0)	79 (0)	998 (7)	
	227 (0)	182 (1)	85 (0)	86 (2)	75 (1)	89 (0)	131 (1)	54 (0)	85 (0)	1014 (5)	
合計	408 (7)	369 (3)	173 (3)	201 (2)	192 (1)	182	268 (1)	175	152 (2)	2120 (19)	
	420	381 (3)	163	185 (5)	171 (3)	218 (1)	249 (1)	156 (1)	164	2107 (14)	
前年増減比 (%)	2.9	3.3	5.8	8.0	10.9	19.8	7.1	10.9	7.9	0.6	

( )は死亡者数で内数である。